

# 申 立 書

令和 年 月 日

一般財団法人津山市都市整備公社  
理 事 長 植 月 優 様

申立者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

管理運営者の申請にあたり、団体及びその代表者が、下記の事項に該当しないことを申し立てます。  
これらの事項と相違することが判明した場合には、決定の取消し等の一般財団法人津山市都市整備公社（以下「公社」という。）が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、申立て事項の確認等のために、公社が関係機関に対し照会を行うことについても同意します。

## 記

- 1 破産者で復権を得ない者
- 2 成年後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 所得税、法人税、消費税及び市税等の滞納がある者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者
- 5 次に掲げる団体
  - (1) 暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 代表者又は役員が、暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
  - (3) 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体
  - (4) 暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
  - (5) 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体